

第5部 届出の記載方法

1 規則様式

規則様式には計画書、変更届出書、完了届出書及び中止届出書の4様式があり、それぞれの記載方法を次の(1)～(4)に示す。

なお、規則様式の第2～4面については「計画書・変更届・完了届」で全て記載方法が同じとなる。

(1) 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書 計画書は提出必須

… 記入箇所

※第1面は市HPで公表しない。

第12号様式 (第1面)
特定建築物太陽光発電設備等設置計画書

① 計画書の提出日を記載 年 月 日 ①

(宛先) 川崎市長

② 特定建築主の情報を記載
 (住所は、主たる事務所又は事業所の所在地も可)

郵便番号
 住 所
 氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条第4項の規定により、次のとおり提出します。

特定建築物の名称	③
特定建築物の所在地	③ 特定建築物の名称・所在地 計画書手続きに関する担当者氏名・連絡先(部署名、電話番号等) を記載 (電話番号)
連絡担当者の氏名及び連絡先	
※受付欄	

備考 1 計画書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に定める資料を添付してください。
 2 ※印の欄は記入しないでください。

(計画書つづき)

 … 記入箇所

※第2面は市HPで公表する。

(第2面)

I 特定建築物太陽光発電設備等設置計画

1 特定建築主

特定建築主の氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名)	④
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	

④ 表紙と同内容を記載

⑤ 表紙と同内容を記載

2 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称	⑤
特定建築物の所在地	

⑥ 特定建築物の概要

- ・ 新增改築の区分
 - ・ 工事期間
 - ・ 各種面積
 - ・ 工場等の区分
- などを記載

3 特定建築物の概要

新築・増築・改築の区別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
工事期間(予定)	工事着手	年 月 日	工事完了 年 月 日
建築面積	㎡ (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
床面積の合計	㎡ (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
特定建築物の区分※1	<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物	<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物以外	
	工場等特定建築物の床面積の合計		㎡

⑥

※工場等の場合
⇒床面積の合計と同じ面積を記載
※工場等以外の場合
⇒0㎡と記載

工場等の用途に供する部分の床面積の合計を記載
・備考欄3を要確認

チェック欄5箇所は、上から次の内容を指している

- オンサイト設置
- オフサイト設置 (PPA、自己託送自営線)
- 既存建築物への設置
- 特定開発事業区域での設置
- 再エネ小売電気・再エネ証書の調達

※複数選択可

4 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量並びに条例第25条第2項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設置基準量	kW			
太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置	<input type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第1号の規定による措置 (特定建築物及びその敷地以外への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第2号の規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第3号の規定による措置 (特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第4号又は第5号の規定による措置 ()			
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計※2	太陽光	kW	風力	kW
	地中熱	kW	太陽熱	kW
	バイオマス	kW	その他	kW
	合計			kW
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率(達成率)				%
太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況	<input type="checkbox"/> 適合する			<input type="checkbox"/> 適合しない

⑦

⑦ 義務履行の概要

- ・ 設置基準量
 - ・ 義務履行方法
 - ・ 出力
 - ・ 達成率
 - ・ 適合状況
- などを記載

設備の種類・出力(設置量)の合計を記載

・備考欄4を要確認
⇒詳しくは第3面参照

- 備考
- 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 - のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
 - ※1印の欄の「工場等特定建築物」とは、床面積の2分の1以上を、等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。用途による特定建築物をいいます。
 - ※2印の欄は、第3面「2太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量」の欄に記載する太陽光発電設備等の種類ごとの出力の量及び合計を記載してください。

パーセント表示とし
小数点以下切り捨て(整数)

- 適合する(達成率100%以上)
- 適合しない(達成率100%未満)

□ … 記入箇所

※第3面は市HPで公表する。

(第3面)

II 太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置等

※設置基準量については、Excel版「再エネ調達計画書」の算定シート①にて、比較的簡単に計算可能

1 設置基準量		8 備考
(1) 建築面積×0.05を乗じた面積	㎡	(1)小数点第3位切り捨て (2)小数点第2位まで (3)小数点以下切り捨て(整数)
(2) 太陽光発電設備設置可能面積(1)の面積以上の場合は記載不要とする。	㎡	
(3) (1)又は(2)のいずれか小さい面積×0.15kW/㎡	kW	
(4) 下限・上限の適用		⑧ 設置基準量の算出 ・ 建築面積×0.05 ・ 太陽光発電設備設置可能面積 ・ 下限、上限の適用有無 などを記載
<input type="checkbox"/> 適用される <input type="checkbox"/> 下限 <input type="checkbox"/> 上限 (<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物 <input type="checkbox"/> 工場等特定建築物以外)		
(5) 設置基準量	kW	
2 太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		9 量
(1) 設置量(ア、イ、ウ、エ、カの合計)		(1)小数点第2位まで
ア 特定建築物又はその敷地への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		⑨ ア オンサイト設置 イ オフサイト PPA、 自己託送、自営線設置 } の内訳 ・ 太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電 ・ 地中熱供給 ・ 太陽熱供給 ・ バイオマス熱供給 の出力等を記載
(ア) 太陽光発電設備(定格出力)	kW	
(イ) その他の再生可能エネルギー設備(※1)	kW	
a 風力発電設備	kW	
b バイオマス発電設備	kW	
c その他の設備()	kW	
(ウ) (ア)及び(イ)以外の再生可能エネルギー設備(※2)	kW	
a 地中熱供給設備	kW	
b 太陽熱供給設備	kW	
c バイオマス熱供給設備	kW	
d その他の設備()	kW	
イ 特定建築物及びその敷地以外への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		設備の種類別の設置量 kW (ア)太陽光…モジュールの定格出力 kW を計上 (イ)その他の再生可能エネルギー設備…年間発電電力量 1,000kWh 当たり太陽光 1kW 相当として計上 (ウ)熱利用設備等…年間熱利用量 3,600MJ 当たり太陽光 1kW 相当として計上
供給方式()		
(ア) 太陽光発電設備(※3)	kW	
(イ) 風力発電設備(※3)	kW	
(ウ) バイオマス発電設備(※3)	kW	
(エ) その他の設備(※3)	kW	

供給方式

例: オフサイト PPA・自己託送・自営線供給など

チェック方法は、下表(緑枠)参照

設置基準量(算定値)が上限より大きい
 設置基準量(算定値)が下限以上、上限以下
 設置基準量(算定値)が下限より小さい

⇒ 上限を設置基準量とする ① ③
 ⇒ 設置基準量(算定値)を設置基準量とする ④
 ⇒ 下限を設置基準量とする ① ②

… 記入箇所

※第4面は市HPで公表する。

(第4面)		10
ウ 市内の既存建築物への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	<p>⑩ ウ 市内既存建築物への設置 エ 特定開発事業区域への設置</p> <p>・太陽光発電 ・風力発電 ・バイオマス発電 ・地中熱供給 ・太陽熱供給 ・バイオマス熱供給</p> <p>の内訳</p> <p>の出力等を記載</p> <p>設備の種類別の設置量 kW</p> <p>(ア)太陽光…モジュールの定格出力 kW を計上 (イ)その他の再生エネルギー設備… 年間発電電力量 1,000kWh 当たり太陽光 1kW 相当として計上 (ウ)熱利用設備等…年間熱利用量 3,600MJ 当たり太陽光 1kW 相当として計上</p> <p>設備を設置する建築物の所在地</p> <p>設備の種類別の設置量 kW</p> <p>(ア)太陽光…モジュールの定格出力 kW を計上 (イ)その他の再生エネルギー設備…年間発電電力量 1,000kWh 当たり太陽光 1kW 相当として計上 (ウ)熱利用設備等…年間熱利用量 3,600MJ 当たり太陽光 1kW 相当として計上</p> <p>オンサイト設置が困難な理由</p> <p>⑪ オ 再生エネルギーの調達 再生エネルギー証書の調達 オンサイトが困難な理由</p> <p>(ア)調達する再生エネルギー電力量 (イ)調達する再生エネルギー証書量 (ウ)その他(現時点で想定なし)</p> <p>などを記載</p> <p>※詳細については下部枠内参照</p>
既存建築物の所在地 ()		
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW	
(イ) その他の再生エネルギー設備 (※1)	kW	
a 風力発電設備	kW	
b バイオマス発電設備	kW	
c その他の設備 ()	kW	
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再生エネルギー設備 (※2)	kW	
a 地中熱供給設備	kW	
b 太陽熱供給設備	kW	
c バイオマス熱供給設備	kW	
d その他の設備 ()	kW	
エ 特定開発事業を行う区域への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
事業区域内建築物の所在地 ()		
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW	
(イ) その他の再生エネルギー設備 (※1)	kW	
a 風力発電設備	kW	
b バイオマス発電設備	kW	
c その他の設備 ()	kW	
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再生エネルギー設備 (※2)	kW	
a 地中熱供給設備	kW	
b 太陽熱供給設備	kW	
c バイオマス熱供給設備	kW	
d その他の設備 ()	kW	
オ 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由 (市長が認める場合に限る。)		11
カ 太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	<p>⑪ オ 再生エネルギーの調達 再生エネルギー証書の調達 オンサイトが困難な理由</p> <p>(ア)調達する再生エネルギー電力量 (イ)調達する再生エネルギー証書量 (ウ)その他(現時点で想定なし)</p> <p>などを記載</p> <p>※詳細については下部枠内参照</p>
(ア) 小売電気事業者からの電気の供給 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
(イ) 非化石証書の購入等 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
(ウ) 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 ※1印の欄は、年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
 3 ※2印の欄は、年間熱供給量3,600MJ当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
 4 ※3印の欄は、年間送電端電力量(規則第26条第2項第1号の年間発電電力量をいう。)1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。

- 設置が困難な理由は、次の4つから選択すること。
- ・設置場所が狭小 (太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない)
- ・技術的な事由 (地上高が60mを超える高層建築物等、技術的な事由により一般的な設置方法での設置が困難)
- ・系統連系の制約 (一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる)
- ・その他の理由 (特定建築物で利用する電気の100%を再生エネルギーによる)
- 設置量[kW]は、Excel版 要綱様式「再生エネルギー調達計画書」にて設置量を計算したうえで記載すること。

(2) 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書**変更届出書**

第2面～第4面の記載方法は、「(1) 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」と同様のためそちらを参照のこと。

 …… 記入箇所

※第1面は市HPで公表しない。

※未変更部分も含め、全て記載する。

第13号様式

(第1面)

特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書

(宛先) 川崎市長

① 変更届出書の提出日を記載

年 月 日 ①

② 特定建築主の情報を記載

(住所は、主たる事務所又は事業所の所在地も可)

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ②

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条〔第5項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称	③		③ 特定建築物の名称・所在地 を記載
特定建築物の所在地			
変 更 年 月 日	④		④ 変更を実施した年月日 を記載
変 更 す る 内 容	変更前	変更後	
	⑤		⑤ 変更前後の主な内容を記載 ⇒主な変更内容は、 下記表の変更①②を参照 ⇒変更内容により提出期日が 異なるため注意
連絡担当者の氏名及び連絡先	⑥		
※受付欄			⑥ 担当者氏名・連絡先（部署 名、電話番号等） を記載

- 備考 1 届出書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。
2 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
3 ※印の欄は記入しないでください。

変更①	建築物の概要、設備等の種類、設置基準量、設置量、達成率、適合状況、代替措置に関する事項等	変更に係る工事着手日の15日前まで
変更②	建築主氏名・名称・住所・事務所の所在地・法人の代表者氏名、建築物の名称・所在地、連絡担当者氏名・連絡先等	変更日の翌日から30日以内
軽微な変更	住所・所在地の住居表示の変更、建築物の名称・概要（変更①に関する事項等の変更を伴うものを除く。）	変更届は不要

軽微な変更の内容は、完了届において更新する

(3) 特定建築物工事完了届出書 **完了届は提出必須**

第2面～第4面の記載方法は、「(1) 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」と同様のためそちらを参照のこと。

※第1面は市HPで公表しない。

※最終的な特定建築物の状況について、記入欄全てに記載する。

□ … 記入箇所

第14号様式

(第1面)

特定建築物工事完了届出書

① 完了届の提出日を記載

年 月 日 ①

(宛先) 川崎市長

② 特定建築主の情報を記載
(住所は、主たる事務所又は事業所の所在地も可)

郵便番号 ②
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称	③
特定建築物の所在地	
完了年月日	④
連絡担当者の氏名及び連絡先 (電話番号)	⑤
※受付欄	

③ 特定建築物の名称・所在地
を記載

④ 特定建築物の工事完了年月日
を記載

⑤ 担当者氏名・連絡先(部署名、電話番号等)
を記載

備考 1 届出書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に定める資料を添付してください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

□ …… 記入箇所

※中止届は市HPで公表しない。
⇒「中止の旨」を市HPで公表

第15号様式

特定建築物工事中止届出書

① 完了届の提出日を記載 年 月 日 ①

(宛先) 川崎市長

② 特定建築主の情報を記載
(住所は、主たる事務所又は事業所の所在地も可)

郵便番号 ②
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称	③
特定建築物の所在地	
中止年月日	④
中止する理由	⑤
連絡担当者の氏名及び連絡先 (電話番号)	⑥
※受付欄	

- ③ 特定建築物の名称・所在地
を記載
- ④ 工事中止が決定した年月日
を記載
- ⑤ 工事を中止する理由
を記載
- ⑥ 担当者氏名・連絡先
(部署名、電話番号等)
を記載

備考 ※印の欄は記入しないでください。

2 要綱様式（再生可能エネルギー調達計画書）

オフサイト設置、再エネ小売電気・再エネ証書の調達時には提出必須

本様式は、表紙及びシート①～⑦で構成され、オフサイト設置・再エネ小売電気の調達・再エネ証書の調達を選択した場合に添付が必須となる。本様式の Excel 版は市 HP に公開しており、例えばオンサイト設置のみで義務履行する際の「達成率・適合状況」等の種々の確認用ツールとして使用できるため、是非活用いただきたい。

… 入力箇所

【表紙】

様式第 1 号

再生可能エネルギー調達計画書		令和 年 月 日	
特定建築主	住所	② 特定建築主の住所・氏名（住所は、主たる事務所又は事業所の所在地も可） 特定建築物の名称・所在地・主要な用途 を記載	
	氏名*		
特定建築物	名称		
	所在地		
	主要な用途		
※法人にあつては、名称及び代表者の氏名			
1 再生可能エネルギー設備設置基準量			
(1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て			
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量			
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年			
	kW	達成率 ※1	
	kW	適合状況 ※2	
	kWh		
2 設置する再生可能エネルギーの詳細			
(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備			
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備			
その他発電設備			
小計		I	
熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)	
太陽熱供給設備			
その他熱供給設備			
小計		II	
(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備			
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)	
太陽光発電設備			
その他発電設備			
小計		III	
3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細			
(1) 再エネ小売電気の調達			
電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh) 定格出力相当量 (kW)
			IV
(2) 再エネ証書の調達			
再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)	
小計	V		
(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計			(I + II + III + IV + V) 0kWh

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

次ページ以降に示すシート①～⑦での入力内容が、【表紙】自動計算セルに自動転記される。

【Excel 版】公開場所

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167418.html>



自動計算結果については、報告者の責任において確認し、適合状況を判断すること。

なお、【表紙】シートの印刷範囲外のセルには、【シート①】以降のシートで選択したチェックボックスに応じ、本様式の提出が必須となる義務履行方法の選択有無を確認できるほか、各義務履行方法の要件を満たしているかを確認することができる。

【表紙】シートにおいて、適合状況が「不適合」と表示される場合、こちらの確認欄を参考に検算等を行うこと。

本様式の提出が必須となる義務履行方法は次のとおり。

- ・オフサイト設置（オフサイトPPA、自己託送、自営線）」
- ・再エネ小売電気の調達（一括受電方式含む）」
- ・再エネ証書の調達
- ・再エネ100%化計画の策定、実施、対外公表

【参考】印刷範囲外のセル

各手法の選択肢		
<input type="checkbox"/>	あり	建物に使用する電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す措置の適用
<input type="checkbox"/>	あり	一括受電方式採用の有無
<input type="checkbox"/>	はい	再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達に取り組む
<input type="checkbox"/>	はい	オフサイト設置の選択

各種要件	再エネ100%化		一括受電		再エネ・証書調達		オフサイト	
	困難な理由 竣工時又は将来に達成 公に約す	<input type="checkbox"/>	要件（4個） 継続性+追加性	<input type="checkbox"/>	困難な理由 継続性+追加性	<input type="checkbox"/>	認定設備	<input type="checkbox"/>
追加性+継続性	<input type="checkbox"/>		PPAである		<input type="checkbox"/>			



入力箇所

【シート①】

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 <input type="checkbox"/> 工場等 (床面積の1/2以上が工場等の用途である) <input type="checkbox"/> 工場等以外	
---	--

1 設置基準量の算定 3

(1) 設置基準面積及び下限上限

ア 特定建築物の建築面積 (増築の場合、増築する部分の建築面積) 設置基準面積 (a × 5%) ※小数点以下第3位切り捨て	a	4	m ²
イ 床面積の合計 (増築の場合、増築部分) に基づく下限・上限	床面積合計	5	m ²
	下限	c	kW
	上限	d	kW

(2) 設置が困難な部分の面積 (除外面積) の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 (屋上への出入口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所)			m ²
法令、条例等により緑化する部分			m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分			m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 (上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等)		6	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 (当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等)			m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 (隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分)			m ²
その他市長が認める部分			m ²
合計	e		m ²
当該特定建築物の建築面積	a		m ²
太陽光発電設備設置可能面積 (a - e)	f		m ²

(3) 設置基準量の算定

b 又は f のいずれか小さい方の面積 g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て 下限 上限 設置基準量 h < c の場合は c、h > d の場合は d、c ≤ h ≤ d の場合は h	g	m ²	h	kW
年間太陽光発電相当量 (i × 1,000kWh/年・kW)				kWh
年間太陽光発電相当量の熱換算 (i × 3,600MJ)				MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

<input type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地への設置	<input type="checkbox"/> 特定建築物及びその敷地以外への設置
<input type="checkbox"/> 再エネ小売電気の調達	<input type="checkbox"/> 再エネ証書の調達
<input type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする	

④ 建築面積を記載
増築の場合、当該部分の建築面積

⑤ 床面積の合計を記載
増築の場合、当該部分の床面積

⑥ 設置が困難な部分の面積を記載
記載にあたり、ページ下部の枠内を要確認

⑦ 義務履行方法を選択

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

⑦ 義務履行方法を選択

- ・複数選択が可能。(選択漏れがあると「Excel 様式」で正しい判定がされないため注意)
- ・ただし、オンサイト設置 (特定建築物又はその敷地への設置) のみ選択する場合、本様式の提出は必要がない点に注意。

【シート①】は、上記③～⑥を入力することで、設置基準量を自動算定するシート。
なお、設置基準量の確認としても使用できるため、本シートを是非活用いただきたい。

【⑥欄記載時の注意点】

- ⑥の面積を適用し設置基準量を算定しない場合、⑥は空欄で構わない。
- ④の面積に代えて、⑥の面積を適用する場合、⑥を記入したうえで、「備考1」のとおり平面図等の必要な添付書類を併せて提出が必要となる。

… 入力箇所

【シート②】

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

- 太陽光発電設備 その他の発電設備
- 熱供給設備

⑧ オンサイト設置時の導入設備を選択

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 あり なし)

⑨ 設置基準量を圧縮する場合に選択
(初期状態では、「なし」が自動選択されている)

⑩ 設置した発電設備の定格出力[kW]を記載

発電設備の種類別	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
太陽光発電設備	⑩		⑪	⑫

⑪ 設置主体を選択
当てはまる選択肢をリストから選ぶ
〔建築主・リース
屋根貸し〕

⑬ 設置した発電設備の年間発電電力量[kWh]を記載

発電設備の種類別	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備				
バイオマス発電設備				
小水力発電設備		⑬	⑭	⑫
地熱発電設備				
その他発電設備				
合計				

⑫ 設置主体を選択
当てはまる選択肢をリストから選ぶ
〔自家消費・余剰売電
全量売電〕

※ページ下部の“注意点”を確認

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量			⑮
その他発電設備設置量の合計			
合計			

⑭ 設置主体を選択
当てはまる選択肢をリストから選ぶ
〔建築主・その他〕

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種類別	設備設置量※ (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備			
バイオマス熱利用設備		⑯	
地中熱利用設備			
その他熱利用設備			
合計			

⑮ 自家消費率を記載
(入力値は自動計算に影響を及ぼさない)

※3, 600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する(1kW換算)

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計		

⑯ 年間推定熱使用量を記載
特定建築物で使用する
年間の熱使用量[MJ]

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計		kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

…入力セル
…自動計算セル

- 備考 1 設備設置量(定格出力kW)は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
2 年間推定発電量(バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値)の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
3 年間推定熱使用量(バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値)の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
4 自家消費率は、全量売電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰売電の場合は計画値を記載すること。
5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

【シート②】は、義務履行方法としてオンサイト設置を併用する場合、設置する発電設備・熱利用設備の内容を記載するシート。

【⑬欄記載時の注意点】

備考2・3に記載のとおり、バイオマス設備等(小水力発電設備、地中熱利用設備など)は、発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用するため、年間発電電力量[kWh]を算出する際は所内消費分を差し引いて算出し、その根拠資料を添付すること。

… 入力箇所

【シート③】

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート③【オフサイト設置】

3 特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 特定建築物及びその敷地以外に設置する太陽光発電設備等の設置

ア 名称及び所在地等

番号	発電設備・発電所の名称	所在地	新規等の種別	発電種別
1				
2				
3				

イ 定格出力、供給方法等

番号	発電設備・発電所の名称	供給方式	発電設備容量 (定格出力kW)
1			
2			
3			

(2) 発電所内で消費される電力量を除いた年間推定発電量（年間送電端電力量）

番号	発電設備・発電所の名称	年間送電端電力量 (kWh)
1		
2		
3		

(3) 年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備設置量		
その他発電設備設置量の合計		
合計		

(4) オフサイト設置時の要件確認

ア 発電設備が再エネ特措法（FIT制度 又は FIP制度）の認定設備である。

イ 供給方式が“PPA”の場合

- ・備考6（1）の相対契約である。
- ・備考6（2）又は（3）の固定価格による契約である。
- ・備考6（4）の長期契約である。

(5) 設置基準量に対する割合の算定

特定建築物への電気供給量		kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

- 備考
- 1 発電設備の詳細（設置者、設置場所、電源種別、定格出力、供給開始時期・期間等）が分かる資料を添付すること。
 - 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項（同法第10条第1項の変更又は追加を含む。）における認定設備であることが分かる資料等を添付すること。
 - 3 自営線又は自己託送による供給の場合、それが分かる資料を添付すること。
 - 4 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 5 発電設備の定格出力を複数の特定建築物に分割計上する場合、その内訳及び供給方法が分かる資料を添付すること。
 - 6 第三者による設置（電力供給契約）の場合
 - (1) 当事者間で契約することが確認できる資料を添付すること。
 - (2) 電気及び電気が有する環境価値を併せて利用する場合、固定価格で購入することが分かる資料を添付すること。
 - (3) 電気有する環境価値のみを利用する場合、固定価格相当で購入していることが分かる資料を添付すること。
 - (4) 減価償却（投資回収）期間を踏まえた契約期間であることが確認できる資料を添付すること。
 - (5) 完了届提出時点で契約締結済みの場合、その契約書の写しを添付すること。
 - 7 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

⑯ 設備概要を記載

- ・名称、所在地は直接入力
- ・発電の種別をリストから選択
〔1 新設・2 増設〕
- ・発電種別をリストから選択
〔1 太陽光発電
2 風力発電
3 バイオマス発電
4 小水力発電
5 地熱発電〕

⑰ 定格出力、供給方法を記載

- ・供給方式をリストから選択
〔オフサイト PPA、自己託送、自営線〕
- ・定格出力 [kW] を記載
※所内消費電力は除かず、発電設備の定格出力をそのまま記載する。

⑱ 年間推定発電量を記載

- ・送電（逆潮）予定の年間電力量の最大値を記載
（所内消費電力量を除く）

⑲ 年間使用予定量を記載

- ・⑱の電力量のうち、当該特定建築物へ送電する電力量（特定建築物で使用する電力量）を記載
※送電ロスとは考慮する必要はない。

⑳

<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

㉑ オフサイト設置の要件を選択

ア：必須要件
イ：オフサイト PPA の要件
※ページ下部の“注意点”を要確認

【シート③】は、義務履行方法としてオフサイト設置を選択する場合、設置する発電設備や要件を記載・選択するシート。

【㉑欄記載時の注意点】

- ・オフサイト設置での発電設備は、「再エネ特措法の認定設備であること」を必須要件
- ・第三者設置（オフサイト PPA）の場合は、加えて備考欄 6(1), (2), (4) の要件を満たす必要がある。

⇒要件の詳細は、“第3部 第3章 3”を参照 要件を満たすことが確認できる添付資料の提出が必要

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

22 オンサイト設置が困難な理由を選択(複数選択可)
※ページ下部の“注意点”を要確認

24 圧縮後の量を記載(圧縮措置を適用する場合)
※25の条件欄のチェックが漏れていると入力できないため注意(第6部 事例③を要確認)

26 一括受電方式の有無を選択
※一括受電方式の要件は次シートで選択

27, 28 年間の建物電気使用量の推計方法を選択
「その他の方法」の場合は詳細を29に記載

29 電気使用量の推計を「建物全体」or「共用部のみ」どちらで推計するか選択
30 推計した電気使用量を記載

31 再エネ割合の加算分を記入
経産省が毎年公表している「エネルギー需給実績」の最新数値を記入すること。詳細は「第3部 第4章」を参照

32 継続性要件の有無を選択
※詳細はページ下部“注意点”を要確認

4 調達の種類 再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達

5 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由

21 調達の種類を選択
どちらか1つ又は両方を選択

22 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない
 地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難
 詳細 (例: 高さが○○mを超える高層建築物のため。)
 一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる
 詳細 (例: 一般送配電事業者から系統連系を拒否されたため。)
 その他の理由(特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による)
 詳細 (例: 主に夜間帯で利用する施設のため。)

23 オンサイト設置が困難な詳細理由を記載

25 圧縮措置の条件を選択
※条件を2つクリアできない場合、圧縮措置は選択不可

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量		kW
圧縮後の量	24	kW
圧縮の量**		kW

※圧縮して設置することができる条件
 圧縮したうえで系統連系を行う。
 系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無*
26 採用有 採用無 *集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記載

8 建物推計電気使用量の算定

(1) 推計方法

27 「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)」を用いる方法
 「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」を用いる方法
 電気の需給契約を締結する際に予測した電気の需要予測に建物稼働率等乗じる方法
 電気設備等の設計根拠とした年間電気使用量の推計結果の資料等を用いる方法
 その他の方法 詳細 () 28

(2) 建物推計電気使用量

29 建物推計電気使用量 A kWh
 共用部分のみの推計電気使用量 B kWh

9 調達に必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定

(1) 調達に必要な電力量の算定
 調達必要電力量(年間太陽光発電相当量-太陽光発電設備等の設置合計)
 建物推計電気使用量
 共用部分のみの電気使用量を推計

30

j		kWh
A		kWh
B		kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達に必要な電力量	j	kWh
建物推計電気使用量	A 又は B	kWh
再エネ発電比率(再エネ割合加算分)**		31 %
再エネ電源利用率(必要な再エネ割合)		%

※エネルギー需給実績(経済産業省公表資料)より、記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無
 再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画 あり なし 32

- 備考
- 1 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
 - 2 設置可能面積が狭小(定格出力が3kWに満たない)な場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
 - 3 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
 - 4 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
 - 5 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
 - 6 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。
 - 7 調達の継続期間が分かる資料を添付すること。
 - 8 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

【シート④】は、義務履行方法として再エネ小売電気・再エネ証書の調達を選択する場合、調達要件の選択や調達に必要な電力量・証書の量などを記載するシート。

【22, 32記載時の注意点】
・再エネ小売電気の調達、再エネ証書の調達は、複数の要件を満たす必要がある。
⇒22及び32の「要件チェック欄」は、チェック漏れがあると“不適合”と判定されるため要注意

... 入力箇所

【シート⑤】

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑤【再エネ調達・証書調達】

1 1 調達予定の再エネ小売電気の詳細 (※一括受電方式を採用していない場合に記載)

(1) 再エネ小売電気の利用先

建物全体 共用部分のみ

(2) 調達を予定している小売電気事業者及びメニュー等の詳細

小売電気事業者の名称			
メニュー名			
電力の種類	<input type="checkbox"/> 証書利用	<input type="checkbox"/> 生グリーン電力	
追加性要件	<input type="checkbox"/> 満たす		
メニューの再エネ割合 [※]			% ※算定シート④9 (2) 「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量			kWh
年間調達予定量のうち再エネ調達量			kWh
定格出力に相当する量			kW

1 2 調達予定の再エネ証書の詳細 (※一括受電方式を採用していない場合に記載)

(1) 再エネ証書の利用先

建物全体 共用部分のみ

(2) 調達する再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別		証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別		<input type="checkbox"/> 満たす	
名称	種別		<input type="checkbox"/> 満たす	
合計				
定格出力に相当する量				

1 3 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	m + C	kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

③③ 再エネ小売電気の利用先を選択
前ページ②⑨と同じ内容を選択

③④ 追加性要件の有無を選択
※ページ下部“注意点”を要確認

③⑤ 電力の種類を選択
※詳細はページ下部を参照

③⑥ 調達する再エネ証書の名称を記載

③⑦ メニューの再エネ割合と、メニューから調達する年間予定量を記載
※再エネ割合は、小売電気事業者に問合わせのこと

③⑧ 次の選択肢から種別を選択
1 小売電気事業者
2 発電事業者
3 JEPX 等
※JEPX：日本卸電力取引所

③④ 調達先の小売電気事業者名称、メニュー名称を記載

③④① 追加性要件の有無を選択
※ページ下部“注意点”を要確認

③④② 調達する年間予定量を記載

③④③ 調達する再エネ証書の名称を記載
例：非化石証書(再エネ指定)

- 備考
- 1 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 2 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 3 追加性要件（再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示）を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
 - 4 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

【シート⑤】は、義務履行方法として、**一括受電方式ではない再エネ小売電気・再エネ証書の調達を選択する場合、具体的な調達量、メニューや証書の詳細を記載するシート。**

【③⑥, ④①記載時の注意点】
・再エネ小売電気の調達、再エネ証書の調達は、複数の要件を満たす必要がある。
⇒③⑥及び④①の「要件チェック欄」は、**チェック漏れがあると“不適合”と判定されるため要注意**

【③⑤詳細】

●証書利用
再生可能エネルギー以外の燃料により発電（火力発電など）された電力に、環境価値（非化石証書など）を充てることで、再エネ電力としてみなすもの。

●生グリーン電力
「再生可能エネルギーにより発電された電力そのもの」のことで、環境価値を証書化などにより分離していない電気のこと。

… 入力箇所

【シート⑥】

青枠内は、前ページ【シート⑤】と記載方法は同様のため、解説は割愛する。

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑥【再エネ調達・証書調達】

14 一括受電による再エネ電力調達

(1) 要件の確認

- 建物全体を小売電気事業者と需給契約する一括受電方式を採用
- 一括受電事業者を特定建築主が選択し、再エネ電気の供給契約を締結
- 建物入居者に対し、重要事項説明等で再エネ電気により電気を供給することを説明
- 一括受電事業者との再エネ電気供給契約を管理組合等に承継

④③ 一括受電方式の要件を選択
※ページ下部の“注意点”を確認

(2) 調達を予定している一括受電事業者及びメニュー等の詳細

小売電気事業者の名称	
メニュー名	
電力の種類	<input type="checkbox"/> 証書利用 <input type="checkbox"/> 生グリーン電力
追加性要件	<input type="checkbox"/> 満たす
メニューの再エネ割合*	% ※算定シート④9(2)「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量	kWh
年間調達予定量のうち再エネ調達量	kWh
定格出力に相当する量	n kW

(3) 調達を予定している再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別			証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別			<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
名称	種別			<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
合計					kWh
定格出力に相当する量					D kW

(4) 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	n + D	kW
設置基準量		kW
設置基準量に対する比率		%

- 備考 1 一括受電の契約内容等、要件を全て満たすことが分かる資料を添付すること。
2 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
3 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できる契約書の写し等を添付すること。
4 追加性要件（再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示）を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

【シート⑥】は、義務履行方法として、一括受電方式（再エネ小売電気の調達とみなす措置）を採用した場合、具体的な調達量、メニューや証書の詳細を記載するシート。

本制度では、要件を満たさず一括受電方式を再エネ小売電気の調達とみなすことができる。⇒要件を満たさない場合、電気の需給方法として一括受電方式を導入すること可能だが、義務履行方法として一括受電方式を適用することはできない。

【④③記載時の注意点】

- ・一括受電方式（再エネ小売電気の調達とみなす措置）は、4つの要件を満たす必要がある。
- ⇒④③の「要件チェック欄」は、チェック漏れがあると“不適合”と判定されるため要注意

□ … 入力箇所

【シート⑦】

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑦【再エネ調達・証書調達】

15 建物に使用する電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す措置

(1) 再エネ電気100%化を実現する時期

44 竣工当初から 将来100%化目標 → 達成予定時期 (年)

(2) コミットの対象

45 対象建物の全体

(3) 公表の時期・方法

46 第三者イニシアティブへの加盟 自己宣言等 (例: プレスリリース等による公表)
(公表予定時期: 年)

(4) 自己宣言、第三者イニシアティブ加盟以外の方法で積極的取組を行っている場合※

(具体的内容:) 47

(5) 建物推計電気使用量 B kWh

(6) 当該特定建築物で使用する再エネ電力の詳細

・ 竣工当初

47 45以外の方法で取り組んでいる場合、その詳細を記載

手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
合計				



・ 竣工当初に再エネ100%化を達成していない場合
達成予定時期 (年)

手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
合計				

- 備考
- 1 建物の電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す場合、再エネ100%化計画(自由書式)を添付すること。
 - 2 竣工翌年度1年間の調達量(義務量)、調達量の増加等が分かる資料を添付すること。
 - 3 コミット先及びコミットの対象範囲が確認できる資料を添付すること。
 - 4 第三者イニシアティブ加盟以外の方法で取組を行っている場合、取組の具体的内容が分かる資料を添付すること。
 - 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

44 再エネ100%化の実現時期を選択
将来の場合は、達成予定年を記載

45 再エネ100%化の対象を選択

46 再エネ100%化を対外公表する方法を選択・記載
・ 自己宣言の場合は、その詳細を記載
・ 公表予定年を記載

48 竣工当初の義務履行方法を記載
シート①～⑥に記載した義務履行方法の詳細を転記
※ページ下部の“注意点”を要確認

49 再エネ電気100%化を将来達成する場合、達成時の義務履行方法を記載
シート①～⑥に記載した義務履行方法の詳細を転記
※ページ下部の“注意点”を要確認

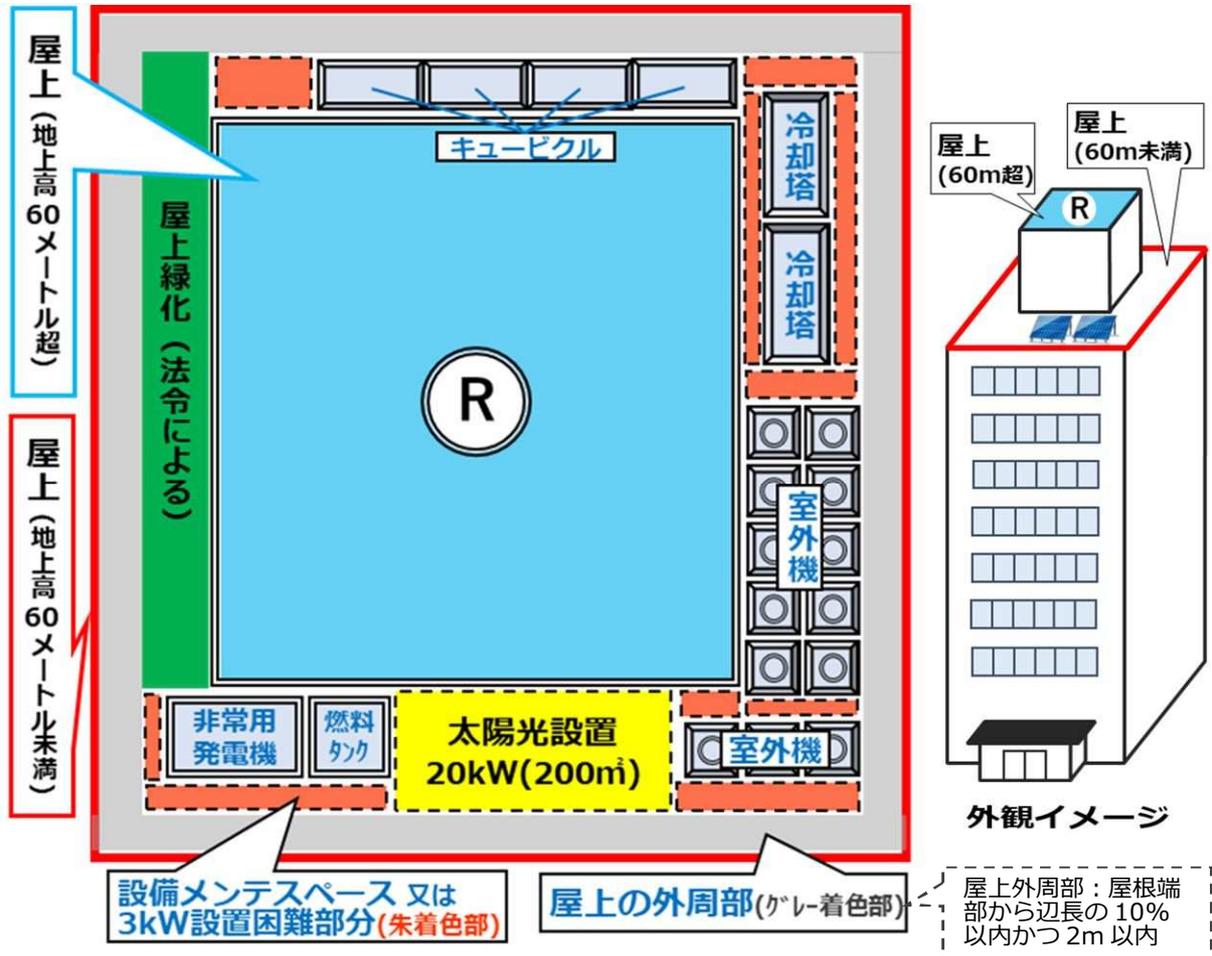
【シート⑦】は、義務履行方法として、再エネ100%化計画の策定・実施・対外公表を選択する場合、その詳細を記載するシート。

【48, 49記載時の注意点】
・ 再エネ電気100%化計画の策定・実施・対外公表は、竣工時又は将来に建物で使用する電力の100%を再エネ化する必要がある。
⇒48及び49で記載した推計年間使用量[kWh]が、建物推計電気使用量[kWh]以上となっていない場合、“不適合”と判定されてしまうため要注意

第6部 パターン別 義務履行例

第6部では、要綱様式「再生可能エネルギー調達計画書」の記載例を交えながら、義務履行方法のイメージについて具体的な事例などを元に解説を行う。

1 具体事例その1：オフィスビル（建物高さ60m超）



●前提条件

建築面積	3,800[m ²]
床面積の合計	30,000[m ²]
太陽光発電設備設置可能面積 (除外部分を除いた面積)	200[m ²]

設置基準量：小数点以下切り捨て（整数）

●設置基準量の算定

①建築面積×5%	190[m ²]
②太陽光発電設備設置可能面積	200[m ²]
設置基準量（算定値） 190[m ²]×0.15[kW/m ²] (①②の小さい面積で算定)	28[kW]
設置基準量 (下限・上限表から算定値を適用)	28[kW]

下限 12kW～上限 36kW

- 「定格出力 20kW」の太陽光発電設備を設置したが、設置基準量に満たない（不足 8kW）
- 次の理由から、「再エネ小売電気の調達」を併用
 - ・ 地上高 60m 超
 - ・ 設置場所が狭小（3kW 設置場所を確保できない）

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

- ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）
 設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て
 イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	3,800.00	m ²
b	190.00	m ²
床面積合計	30,000.00	m ²
下限 c	12	kW
上限 d	36	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所）	540.00	m ²
法令、条例等により緑化する部分	230.00	m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分	420.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）		m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）	1,325.00	m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）		m ²
その他市長が認める部分	1,085.00	m ²
合計 e	3,600.00	m ²
当該特定建築物の建築面積 a	3,800.00	m ²
太陽光発電設備設置可能面積 (a - e) f	200.00	m ²

(3) 設置基準量の算定

- b 又は f のいずれか小さい方の面積
 g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て

下限
 上限

設置基準量 h < c の場合は c、h > d の場合は d、c ≤ h ≤ d の場合は h

年間太陽光発電相当量 (i × 1,000kWh/年・kW)

年間太陽光発電相当量の熱換算 (i × 3,600MJ)

設置基準量 28kW → 28,000 kWh
 100,800 MJ

g	190.00	m ²
h	28	kW
c	12	kW
d	36	kW
i	28	kW

(4) 設置基準に適合するための措置

- 特定建築物又はその敷地への設置 特定建築物及びその敷地以外への設置
 再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達
 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
 2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

チェック漏れ注意!!

① 建築物用途をチェック☑

（今回は「工場等以外」にチェック☑があることを確認）

② 建築面積を入力☞

③ 床面積の合計を入力☞

④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力☞

⑤ 義務履行方法をチェック☑

（今回は「**オンサイト設置**」「**再エネ小売電気の調達**」をチェック☑）

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

- 太陽光発電設備 その他の発電設備
 熱供給設備

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 あり なし)

ア 太陽光発電設備

発電設備の種別	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh	建築主	自家消費

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備の種別	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備		0kWh		
バイオマス発電設備		0kWh		
小水力発電設備		0kWh		
地熱発電設備		0kWh		
その他発電設備		0kWh		
合計	0.000kW	0kWh		

ウ 年間推計発電量及び年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量	20.000kW	20,000kWh	100%
その他発電設備設置量の合計	0.000kW	0kWh	
合計	20.000kW	20,000kWh	

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種別	設備設置量* (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備	0.000kW		0kWh
バイオマス熱利用設備	0.000kW		0kWh
地中熱利用設備	0.000kW		0kWh
その他熱利用設備	0.000kW		0kWh
合計	0.000kW	0MJ	0kWh

※3, 600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する (自動計算)

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計	20.000kW	20,000kWh

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計	20,000.000	kW
設置基準量	28	kW
設置基準量に対する比率	71.4	%

設置基準量に対する、オンサイト設置した設備の出力[kW]の比率が参考表示される。
今回はオンサイト設置にて「71.4%」

- 備考
- 1 設備設置量 (定格出力kW) は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
 - 2 年間推定発電量 (バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値) の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 3 年間推定熱利用量 (バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値) の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 - 4 自家消費率は、全量売電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰売電の場合は計画値を記載すること。
 - 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ① オンサイトで設置した設備をチェック☑
- ② 定格出力を入力☞
- ③ 設置主体・利用方法をドロップダウンから選択☑
- ④ 自家消費率(計画時点の推計値)を入力☞

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

1 調達の種類

再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達

5 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由

2 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない **3**

地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難

詳細 (高さが60mを超える高層建築物のため)

一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる

詳細 ()

その他の理由 (特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による)

詳細 ()

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量	-	kW
圧縮後の量	-	kW
圧縮の量 [*]	-	kW

※圧縮して設置することができる条件

圧縮したうえで系統連系を行う。

系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無^{*}

採用有 採用無 ※集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記入してください。

8 建物推計電気使用量の算定

(1) 推計方法

4 「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」を用いる方法

「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いる方法

電気の需給契約を締結する際に予測した電気の需要予測に建物稼働率等を乗じる方法

電気設備等の設計根拠とした年間電気使用量の推計結果の資料等を用いる方法

その他の方法 詳細 ()

(2) 建物推計電気使用量

5 建物推計電気使用量 **6**

A	7,000,000	kWh
B		kWh

共用部分のみの推計電気使用量

9 調達が必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定

(1) 調達が必要な電力量の算定

調達必要電力量 (年間太陽光発電相当量－太陽光発電設備等の設置合計)

建物推計電気使用量

共用部分のみの電気使用量を推計

j	8,000	kWh
A	7,000,000	kWh
B		kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達が必要な電力量	j	8,000	kWh
建物推計電気使用量	A 又は B	7,000,000	kWh
再エネ発電比率 (再エネ割合加算分) [*]		21.70	%
再エネ電源利用率 (必要な再エネ割合)		21	%

※エネルギー需給実績 (経産省公表資料) より、記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無 **8**

再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画 あり なし

- 備考
- 1 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
 - 2 設置可能面積が狭小 (定格出力が3kWに満たない) な場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
 - 3 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
 - 4 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
 - 5 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
 - 6 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。
 - 7 調達の継続期間が分かる資料を添付すること。
 - 8 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ① 調達の種類をチェック☑
- ② オンサイト設置が困難な理由をチェック☑
- ③ 具体的な理由を入力☑
- ④ 推計方法 (建物推計電気使用量) をチェック☑
- ⑤ 推計したエリアをチェック☑ (建物全体 or 共用部のみ)
- ⑥ 推計した kWh を入力☑
- ⑦ エネルギー需給実績 (経産省資料) の公表数値 (最新) を入力☑
- ⑧ 継続性要件をチェック☑

※⑧は調達要件の1つで、
チェックが漏れると表紙には
「不適合」と表示される

設置容量等	達成率
3,520,000 kW	12571%
- kW	適合状況
3,520,000 kWh	不適合

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑤【再エネ調達・証書調達】

1.1 調達予定の再エネ小売電気の詳細

(※一括受電方式を採用していない場合に記載)

(1) 再エネ小売電気の利用先

建物全体 共用部分のみ

(2) 調達を予定している小売電気事業者及びメニュー等の詳細

小売電気事業者の名称	〇〇株式会社	
メニュー名	グリーン電力100	
電力の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 証書利用	<input type="checkbox"/> 生グリーン電力
追加性要件	<input checked="" type="checkbox"/> 満たす	
メニューの再エネ割合※	50.00	% ※算定シート⑨(2)「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量	7,000,000	kWh
年間調達予定量のうち再エネ調達量	3,500,000	kWh
定格出力に相当する量	3,500.000	kW

1.2 調達予定の再エネ証書の詳細

(※一括受電方式を採用していない場合に記載)

(1) 再エネ証書の利用先

建物全体 共用部分のみ

(2) 調達する再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別			証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別			<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
名称	種別			<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
合計					0
定格出力に相当する量					C 0.000

1.3 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	m + C	3,500.000	kW
設置基準量		28	kW
設置基準量に対する比率		12500.0	%

・今回は建物で年間使用する電力量(7,000,000kWh)を再エネ割合50%のメニューから調達
(再エネ調達量3,500,000kWh相当)
・調達電力の出力換算値: 3,500[kW]
⇒設置基準量に対する調達比率「12,500%」と表示される

- 備考
- 1 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 2 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 3 追加性要件(再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示)を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
 - 4 工事了了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ① 調達する電気の利用先をチェック☑(前ページ⑤と同じ選択肢を選ぶ)
- ② 調達先の小売電気事業者の名称とメニューを入力☑
- ③ 調達する再エネ電力の種類をチェック☑(証書利用^{※1} or 生グリーン電力^{※2})
- ④ 追加性要件の有無をチェック☑
- ⑤ メニューの再エネ割合を入力☑
- ⑥ 小売電気事業者から調達する年間電力量を入力☑

※④の要件チェックが漏れると、「不適合」となるため注意

※1 [証書利用]

再生可能エネルギー以外の燃料により発電(火力発電など)された電力に、環境価値(非化石証書など)を充てることで、再エネ電力としてみなすもの。

※2 [生グリーン電力]

「再生可能エネルギーにより発電された電力そのもの」のことで、環境価値を証書化などにより分離していない電気のこと。

全シートを入力後、表紙に戻ると入力内容（青枠内）が自動反映される。

再生可能エネルギー調達計画書

令和 7年 10月 13日

赤枠内は入力必須

特定建築主	住所	千葉県千葉市□□12-345		
	氏名 [※]	代表取締役 川崎 太郎		
特定建築物	名称	◇◇株式会社 本社ビル		
	所在地	神奈川県川崎市○○区△△町6-7-8		
	主要な用途	事務所（オフィスビル）		

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

(1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て	28	kW
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	-	kW
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年	28,000	kWh

設置容量等	達成率
3,520.000 kW	12571%
- kW	適合状況
3,520,000 kWh	適合

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh	0%
その他発電設備	0.000kW	0kWh	0%
小計		I 20,000kWh	

熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱供給設備	0.000kW	0kWh
その他熱供給設備	0.000kW	0kWh
小計		II 0kWh

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh
その他発電設備	0.000kW	0kWh
小計		III 0kWh

3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細

(1) 再エネ小売電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
グリーン電力100	7,000,000kWh	50%	IV 3,500,000kWh	3,500.000kW

(2) 再エネ証書の調達

再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0.000kW
	0kWh	0.000kW
小計	V 0kWh	0.000kW

(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無 あり なし

(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無 あり なし

年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計 (I + II + III + IV + V) 3,520,000kWh

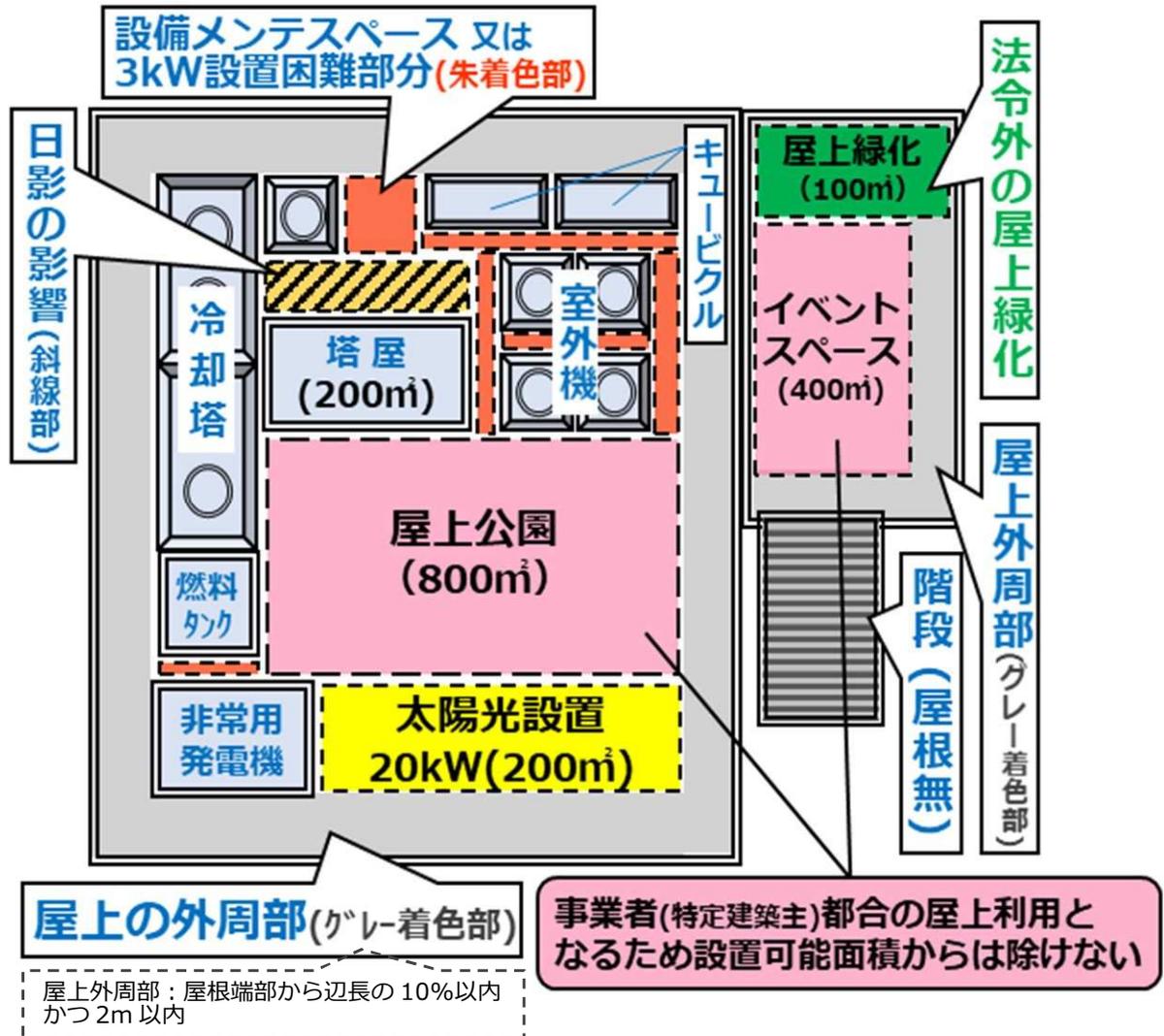
備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ・義務履行方法ごとに付した要件にチェック漏れが無い
- ・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

設置容量等	達成率
3,520.000 kW	12571%
- kW	適合状況
3,520,000 kWh	適合

2 具体事例その2：商業施設（建物高さ60m未満）



●前提条件

建築面積	5,500 [㎡]
床面積の合計	60,000 [㎡]
太陽光発電設備設置可能面積 (除外部分を除いた面積)	1,700 [㎡]

設置基準量：小数点以下切り捨て（整数）

●設置基準量の算定

①建築面積 × 5%	275 [㎡]
②太陽光発電設備設置可能面積	1,700 [㎡]
設置基準量 (算定値) 275 [㎡] × 0.15 [kW/㎡] (①②の小さい面積で算定)	41 [kW]
設置基準量 (下限・上限表から算定値を適用)	36 [kW]

下限 12kW～上限 36kW

- 「定格出力 20kW」の太陽光発電設備を設置したが、設置基準量に満たない (不足 16kW)
- 「オフサイト設置 (オフサイト PPA)」により不足分を補填

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築部分の建築面積）

設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て

イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	5,500.00	m ²
b	275.00	m ²
床面積合計	60,000.00	m ²
下限 c	12	kW
上限 d	36	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所）	0.00	m ²
法令、条例等により緑化する部分	0.00	m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分	200.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）	500.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）	1,200.00	m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）	100.00	m ²
その他市長が認める部分	1,800.00	m ²
合計 e	3,800.00	m ²
当該特定建築物の建築面積	a	5,500.00 m ²
太陽光発電設備設置可能面積 (a - e)	f	1,700.00 m ²

(3) 設置基準量の算定

b 又は f のいずれか小さい方の面積

g の面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て

下限

上限

設置基準量 h < c の場合は c、h > d の場合は d、c ≤ h ≤ d の場合は h

年間太陽光発電相当量 (i × 1,000kWh/年・kW)

年間太陽光発電相当量の熱換算 (i × 3,600MJ)

設置基準量 36kW

g	275.00	m ²
h	41	kW
c	12	kW
d	36	kW
i	36	kW
	36,000	kWh
	129,600	MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地への設置 | <input type="checkbox"/> 特定建築物及びその敷地以外への設置 |
| <input type="checkbox"/> 再エネ小売電気の調達 | <input type="checkbox"/> 再エネ証書の調達 |
| <input type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする | |

- 備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

チェック漏れ注意!!

① 建築物用途をチェック☑

（今回は「工場等以外」にチェックがあることを確認）

② 建築面積を入力☞

③ 床面積の合計を入力☞

④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力☞

⑤ 義務履行方法をチェック☑

（今回は「オンサイト設置」「オフサイト設置」をチェック☑）

※⑤のチェックが漏れると、正しい適合判定がされないため注意

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

- ① 太陽光発電設備 その他の発電設備
 熱供給設備

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 あり なし)

ア 太陽光発電設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh	建築主	自家消費

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備		0kWh		
バイオマス発電設備		0kWh		
小水力発電設備		0kWh		
地熱発電設備		0kWh		
その他発電設備		0kWh		
合計	0.000kW	0kWh		

ウ 年間推計発電量及び年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量	20.000kW	20,000kWh	100%
その他発電設備設置量の合計	0.000kW	0kWh	
合計	20.000kW	20,000kWh	

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種類	設備設置量* (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備	0.000kW		0kWh
バイオマス熱利用設備	0.000kW		0kWh
地中熱利用設備	0.000kW		0kWh
その他熱利用設備	0.000kW		0kWh
合計	0.000kW	0MJ	0kWh

※3, 600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する（自動計算）

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計	20.000kW	20,000kWh

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計	20.000 kW
設置基準量	36 kW
設置基準量に対する比率	55.5 %

設置基準量に対する、オンサイト設置した設備の出力[kW]の比率が参考表示される。
 今回はオンサイト設置にて「55.5%」

- 備考 1 設備設置量（定格出力kW）は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
 2 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 3 年間推定熱利用量（バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 4 自家消費率は、全量売電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰売電の場合は計画値を記載すること。
 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ① オンサイトで設置した設備をチェック
 ② 定格出力を入力
 ③ 設置主体・利用方法をドロップダウンから選択
 ④ 自家消費率（計画時点の推計値）を入力

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート③【オフサイト設置】

3 特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 特定建築物及びその敷地以外に設置する太陽光発電設備等の設置

ア 名称及び所在地等

番号	発電設備・発電所の名称	所在地	新規等の種別	発電種別
1	△△発電所	〇〇県△△市××1-24	増設	太陽光発電
2				
3				

イ 定格出力、供給方法等

番号	発電設備・発電所の名称	供給方式	発電設備容量 (定格出力kW)
1	△△発電所	PPA	50kW
2			
3			

(2) 発電所内で消費される電力の量を除いた年間推定発電量（年間送電端電力量）

番号	発電設備・発電所の名称	年間送電端電力量 (kWh)
1	△△発電所	20,000kWh
2		
3		

(3) 年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備設置量	20,000kW	20,000kWh
その他発電設備設置量の合計	0,000kW	
合計	20,000kW	20,000kWh

(4) オフサイト設置時の要件確認

- ア 発電設備が再エネ特措法（FIT制度 又は FIP制度）の認定設備である。 はい いいえ
- イ 供給方式が“PPA”の場合
- 備考6（1）の相対契約である。 はい いいえ
 - 備考6（2）又は（3）の固定価格による契約である。 はい いいえ
 - 備考6（4）の長期契約である。 はい いいえ

(5) 設置基準量に対する割合の算定

特定建築物への電気供給量	20,000	kW
設置基準量	36	kW
設置基準量に対する比率	55.5	%

設置基準量に対する、オフサイト設置した設備の出力[kW]の比率が参考で表示される。
 なお、ここで表示される設置量（特定建築物への電気供給量）にはオンサイト設置分は含まれない。

- 備考 1 発電設備の詳細（設置者、設置場所、電源種別、定格出力、）
 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項（同法第10条第1項の変更又は追加を含む。）における認定設備であることが分かる資料等を添付すること。
 3 自営線又は自己託送による供給の場合、それが分かる資料を添付すること。
 4 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 5 発電設備の定格出力を複数の特定建築物に分割計上する場合、その内訳及び供給方法が分かる資料を添付すること。
 6 第三者による設置（電力供給契約）の場合
 (1) 当事者間で契約することが確認できる資料を添付すること。
 (2) 電気及び電気が有する環境価値を併せて利用する場合、固定価格で購入することが分かる資料を添付すること。
 (3) 電気が有する環境価値のみを利用する場合、固定価格相当で購入していることが分かる資料を添付すること。
 (4) 減価償却（投資回収）期間を踏まえた契約期間であることが確認できる資料を添付すること。
 (5) 完了届提出時点で契約締結済みの場合、その契約書の写しを添付すること。
 7 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ①オフサイト設置した発電設備の情報を入力
- ②供給方式(PPA, 自己託送, 自営線)を選択、定格出力を入力
- ③年間推定発電量[kWh] (所内消費を除いた電力量)を入力
- ④特定建築物で使用予定の電力量[kWh]を入力
 (③のうち、特定建築物に供給する電力量を入力)
- ⑤オフサイト設置(PPA, 自己託送, 自営線)の要件をチェック

※⑤の要件チェックが漏れると、「不適合」となるため注意

全シートを入力後、表紙に戻ると入力内容（青枠内）が自動反映される。

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書					
		令和	8年	12月	19日
赤枠内は入力必須					
特定建築主	住所	東京都□□89-123			
	氏名*	代表取締役社長 川崎 次郎			
特定建築物	名称	ショッピングパークKawasaki			
	所在地	神奈川県川崎市◇◇区○○町45-6-7			
	主要な用途	店舗（ショッピングモール）			
※法人にあっては、名称及び代表者の氏名					
1 再生可能エネルギー設備設置基準量					
(1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て		36	kW	設置容量等	達成率
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量		-	kW	40.000	111%
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年		36,000	kWh	-	適合状況
				40,000	適合
2 設置する再生可能エネルギーの詳細					
(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備					
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)	<input type="checkbox"/> …入力セル <input checked="" type="checkbox"/> …自動計算セル	
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh	0%		
その他発電設備	0.000kW	0kWh	0%		
小計	I	20,000kWh			
熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)			
太陽熱供給設備	0.000kW	0kWh			
その他熱供給設備	0.000kW	0kWh			
小計	II	0kWh			
(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備					
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)			
太陽光発電設備	20.000kW	20,000kWh			
その他発電設備	0.000kW	0kWh			
小計	III	20,000kWh			
3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細					
(1) 再エネ小売電気の調達					
電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)	
	0kWh	0%	IV	0kWh	0.000kW
(2) 再エネ証書の調達					
再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)			
	0kWh	0.000kW			
	0kWh	0.000kW			
小計	V	0.000kW			
(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし					
(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし					
年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計 (I + II + III + IV + V)					40,000kWh

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

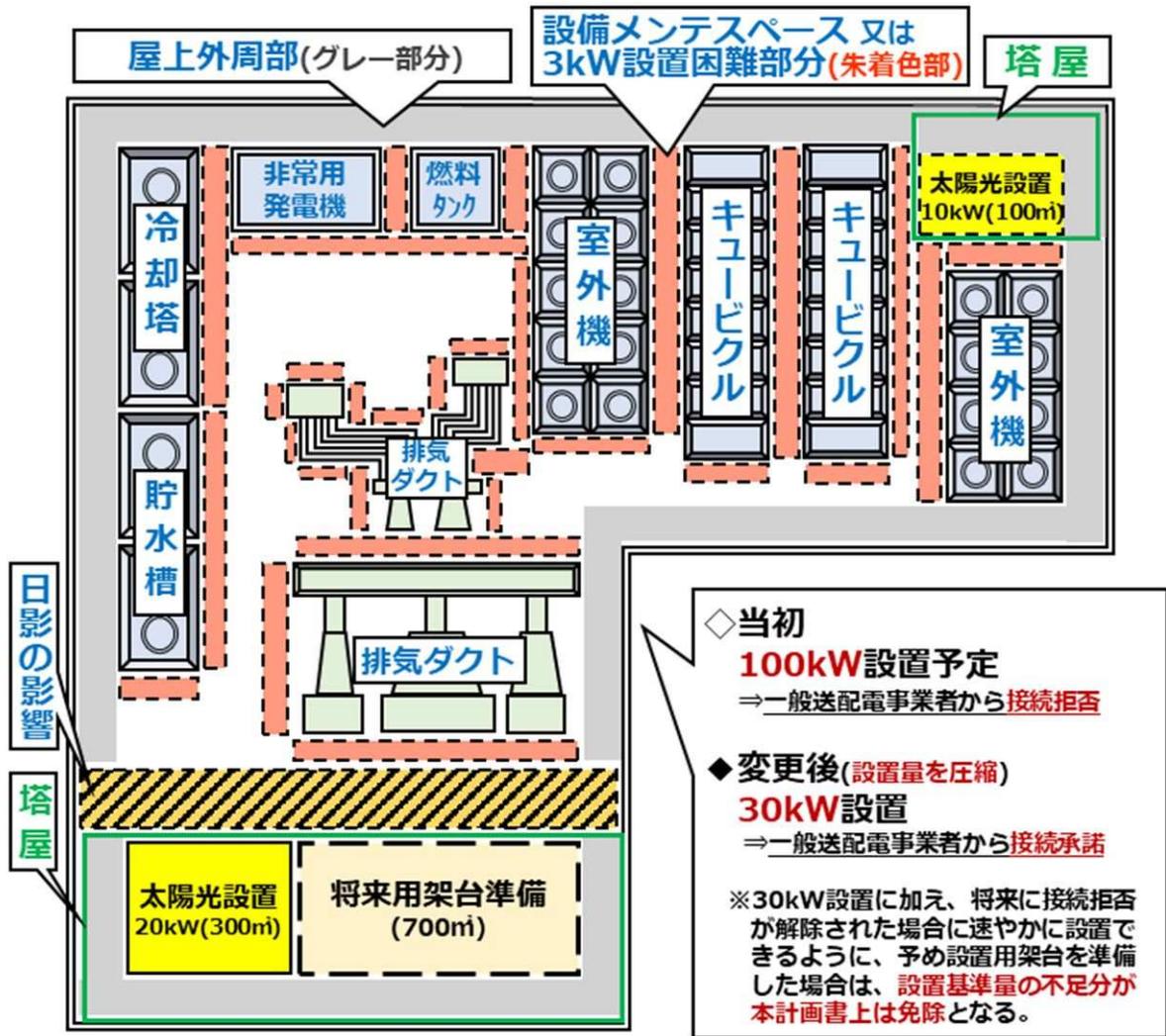
・義務履行方法ごとに付した
要件にチェック漏れが無い

・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

設置容量等		達成率
40.000	kW	111%
-	kW	適合状況
40,000	kWh	適合

3 具体事例その3：製品工場（建物高さ60m未満）



●前提条件

建築面積	25,500[m ²]
床面積の合計	43,000[m ²]
太陽光発電設備設置可能面積 (除外部分を除いた面積)	1,500[m ²]

●設置基準量の算定

①建築面積×5%	1,275[m ²]
②太陽光発電設備設置可能面積	1,500[m ²]
設置基準量(算定値) 1,275[m ²]×0.15[kW/m ²] (①②の小さい面積で算定)	191[kW]
設置基準量 (下限・上限表から算定値を適用)	45[kW]

- 一般送配電事業者の都合により、「定格出力30kW」の太陽光発電設備を設置し、系統連系を実施(不足15kW)
- 将来的な制約解除を見据え、70kWの追加設置に必要な架台を準備し、設置基準量の圧縮措置を適用

※本事例の太陽光設置(400㎡)は、工場立地法における緑地に代わる環境施設としての太陽光発電設備を兼ねることも可。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

- ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）
- イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	25,500.00	m ²
b	1,275.00	m ²
床面積合計	43,000.00	m ²
下限 c	24	kW
上限 d	45	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 (屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び待避場所)	0.00	m ²
法令、条例等により緑化する部分	400.00	m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分	3,100.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 (上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等)	10,000.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 (当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等)	8,000.00	m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 (隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分)	2,500.00	m ²
その他市長が認める部分		m ²
合計 e	24,000.00	m ²
当該特定建築物の建築面積 a	25,500.00	m ²
太陽光発電設備設置可能面積 (a - e) f	1,500.00	m ²

(3) 設置基準量の算定

- b又はfのいずれか小さい方の面積
- gの面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て
- 下限 c
- 上限 d
- 設置基準量 h < cの場合はc、h > dの場合はd、c ≤ h ≤ dの場合はh

g	1275.00	m ²
h	191	kW
c	24	kW
d	45	kW
i	45	kW

- 年間太陽光発電相当量 (i × 1,000kWh/年・kW)
- 年間太陽光発電相当量の熱換算 (i × 3,600MJ)

設置基準量45kW

45,000	kWh
162,000	MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

- 特定建築物又はその敷地への設置
- 特定建築物及びその敷地以外への設置
- 再エネ小売電気の調達
- 再エネ証書の調達
- 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

① 建築物用途をチェック

(今回は「工場等」にチェックを入れる)

② 建築面積を入力

③ 床面積の合計を入力

④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力

⑤ 義務履行方法をチェック (今回は「オンサイト設置」をチェック)

※圧縮措置は別シートでチェック

※⑤のチェックが漏れると、正しい適合判定がされないため注意

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート②【オンサイト設置】

2 特定建築物又はその敷地（オンサイト）に設置する太陽光発電設備等の設置量の算定

(1) 設置する太陽光発電設備等

- ① 太陽光発電設備 その他の発電設備
 熱供給設備

…入力セル
 …自動計算セル

(2) 太陽光発電設備等の設置量算定 (圧縮 あり なし)

ア 太陽光発電設備

発電設備の種別	③ 設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	④ 設置主体	利用方法
太陽光発電設備	30.000kW	30,000kWh	建築主	全量売電

イ その他再生可能エネルギー発電設備

発電設備の種別	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	設置主体	利用方法
風力発電設備		0kWh		
バイオマス発電設備		0kWh		
小水力発電設備		0kWh		
地熱発電設備		0kWh		
その他発電設備		0kWh		
合計	0.000kW	0kWh		

ウ 年間推計発電量及び年間使用予定量

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備設置量	30.000kW	30,000kWh	0%
その他発電設備設置量の合計	0.000kW	0kWh	
合計	30.000kW	30,000kWh	

(3) 熱供給設備の設置量算定

熱利用設備の種別	設備設置量※ (定格出力kW)	年間推定熱使用量 (MJ)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱利用設備	0.000kW		0kWh
バイオマス熱利用設備	0.000kW		0kWh
地中熱利用設備	0.000kW		0kWh
その他熱利用設備	0.000kW		0kWh
合計	0.000kW	0MJ	0kWh

※3,600MJ=1kWで単位変換し、熱から電気の値に換算する（自動計算）

(3) 太陽光発電設備等の設置合計

	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量及び年間使用予定量 (kWh)
合計	30.000kW	30,000kWh

(4) 設置基準量に対する割合の算定

太陽光発電設備等の設置合計	30.000	kW
設置基準量	30	kW
設置基準量に対する比率	100.0	%

●設置した設備の出力[kW]について、設置基準量に対する比率が表示される。最初、オンサイト設置にて「66.6%」と表示されるが、シート④入力後は「100.0%」（設置基準量「30kW」）と表示される。

- 備考 1 設備設置量（定格出力kW）は、「小数点以下第4位を切り捨て」で記入すること。
 2 年間推定発電量（バイオマス設備等は所内消費電力量を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 3 年間推定熱利用量（バイオマス設備等は所内熱負荷分を除いた値）の算定の根拠が分かる資料を添付すること。
 4 自家消費率は、全量売電「0%」、全量自家消費「100%」と記載し、余剰売電の場合は計画値を記載すること。
 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ①オンサイトで設置した設備をチェック☑
 ②圧縮をチェック☑（詳細は算定シート④にて入力）
 ③定格出力を入力
 ④設置主体・利用方法をドロップダウンから選択
 ⑤自家消費率（計画時点の推計値）を入力

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

4 調達の種類

- 再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達

5 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由

- 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない
 地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難
 詳細 ()
 一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる
 詳細 ()
 その他の理由 (特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による)
 詳細 ()

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量	45	kW
圧縮後の量	30	kW
圧縮の量 [※]	15	kW

- ① ※圧縮して設置することができる条件
 圧縮したうえで系統連系を行う。
 系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無[※]

- 採用有 採用無

※集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記入してください。

8 建物推計電気使用量の算定

(1) 推計方法

- 「エネルギー消費性能計算」
 「エネルギー消費性能計算」
 電気の需給契約を締結する
 電気設備等の設計根拠とし
 その他の方法 詳細 ()

※圧縮措置は、系統連系に一定の制約が生じる場合に選択が可能で、
 加えて次の条件を満たす必要がある。

- ・圧縮後に一般送配電事業者の電力網と系統連系を行う
 ⇒下位の電圧連系区分に系統連系するなど。
- ・系統連系の制約解除に備え架台の準備を行う
 ⇒制約解除後に速やかに追加設置ができるように、予め架台だけ準備しておく。

(2) 建物推計電気使用量

- 建物推計電気使用量 A kWh
 共用部分のみの推計電気使用量 B kWh

9 調達が必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定

(1) 調達が必要な電力量の算定

調達必要電力量 (年間太陽光発電相当量－太陽光発電設備等の設置合計)

建物推計電気使用量

- 共用部分のみの電気使用量を推計

j	15,000	kWh
A	-	kWh
B	-	kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達が必要な電力量	j	15,000	kWh
建物推計電気使用量	A 又は B	-	kWh
再エネ発電比率 (再エネ割合加算分) [※]		21.70	%
再エネ電源利用率 (必要な再エネ割合)			%

※エネルギー需給実績 (経済産業省公表資料) より、記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無

- 再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画 あり なし

- 備考 1 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
 2 設置可能面積が狭小 (定格出力が3kWに満たない) 場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
 3 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
 4 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
 5 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
 6 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。
 7 調達の継続期間が分かる資料を添付すること。
 8 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ① 圧縮して設置することができる条件をチェック
 ② 圧縮後の定格出力 [kW] を入力

※①をチェックせず②を入力した場合、圧縮条件不適合となり、右のポップアップ画面が開く。(数値入力不可)



全シートを入力後、表紙に戻ると入力内容（青枠内）が自動反映される。

再生可能エネルギー調達計画書

令和 7 年 12 月 12 日

赤枠内は入力必須

特定建築主	住所	東京都府中市□□9-10
	氏名*	代表取締役 川崎 三郎
特定建築物	名称	◎◎株式会社 製品工場
	所在地	神奈川県川崎市○○区△△町11-12
	主要な用途	工場（製品工場）

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 再生可能エネルギー設備設置基準量

(1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て	45 kW
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	30 kW
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年	30,000 kWh

設置容量等	達成率
- kW	100%
30,000 kW	適合状況
30,000 kWh	適合

2 設置する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)
太陽光発電設備	30.000kW	30,000kWh	0%
その他発電設備	0.000kW	0kWh	0%
小計		I 30,000kWh	

…入力セル

…自動計算セル

熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽熱供給設備	0.000kW	0kWh
その他熱供給設備	0.000kW	0kWh
小計		II 0kWh

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh
その他発電設備	0.000kW	0kWh
小計		III 0kWh

3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細

(1) 再エネ小売電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0%	IV 0kWh	0.000kW

(2) 再エネ証書の調達

再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
	0kWh	0.000kW
	0kWh	0.000kW
小計	V 0kWh	0.000kW

(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無 あり なし

(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無 あり なし

年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計 (I + II + III + IV + V) 30,000kWh

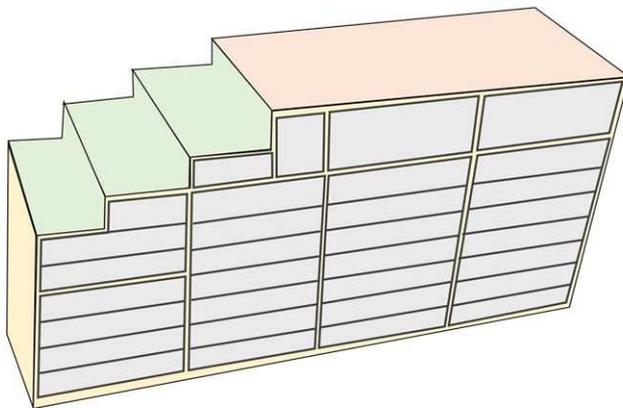
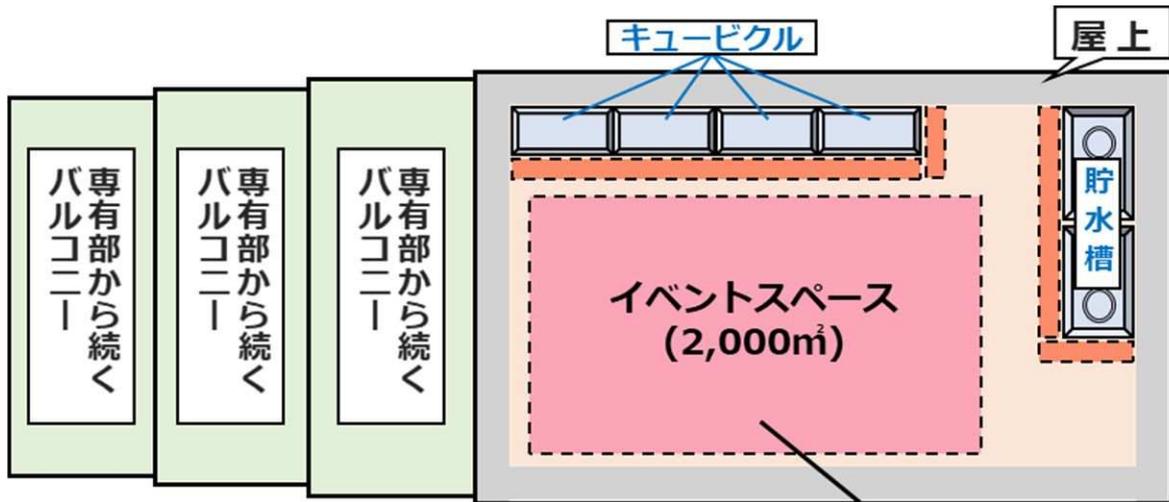
備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ・義務履行方法ごとに付した要件にチェック漏れが無い
- ・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

設置容量等	達成率
- kW	100%
30,000 kW	適合状況
30,000 kWh	適合

4 具体事例その4：集合住宅（建物高さ60m未満）



外観イメージ

事業者(特定建築主)都合の屋上利用となるため、設置可能面積からは除けない

オンサイト設置が物理的に困難な理由が無い場合、『再エネ小売電気の調達』を選択するには、『再エネ100%化計画の策定・提出・実施』及び『対外公表』が必要

- 屋上をイベントスペースなどに活用する。
⇒オンサイト設置が物理的に困難と認める理由に該当しない
- 建物は一括受電方式を採用
- 建物で使用する電力の100%を再エネとする措置を適用
(再エネ電気100%化計画の策定・実施・対外公表)
⇒オンサイト設置が物理的に困難と認める理由に該当しないため、『再エネ100%化計画』の策定・実施・対外公表を行う。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート①【設置基準量の算定】

特定建築物の主要な用途 工場等（床面積の1/2以上が工場等の用途である） 工場等以外

1 設置基準量の算定

(1) 設置基準面積及び下限上限

- ア 特定建築物の建築面積（増築の場合、増築する部分の建築面積）
- 設置基準面積（ $a \times 5\%$ ）※小数点以下第3位切り捨て
- イ 床面積の合計（増築の場合、増築部分）に基づく下限・上限

a	4,100.00	m ²
b	205.00	m ²
床面積合計	20,000.00	m ²
下限 c	12	kW
上限 d	36	kW

(2) 設置が困難な部分の面積（除外面積）の算定

ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分 （屋上への出入り口から緊急離着陸場等に至る通路及び避難場所）		m ²
法令、条例等により緑化する部分		m ²
定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分		m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能に支障が生じる部分 （上部に太陽光発電設備を設置すると能力が損なわれる設備部分等）	100.00	m ²
太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の維持管理に支障が生じる部分 （当該特定建築物の設備のメンテナンスに必要な屋上の外周部等）	300.00	m ²
日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分 （隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等の日影により支障が生じる部分）		m ²
その他市長が認める部分	1,200.00	m ²
合計 e	1,600.00	m ²
当該特定建築物の建築面積	a	4,100.00 m ²
太陽光発電設備設置可能面積（ $a - e$ ）	f	2,500.00 m ²

(3) 設置基準量の算定

- b又はfのいずれか小さい方の面積
- gの面積に0.15kWを乗じた量 ※小数点以下切り捨て
- 下限
- 上限

g	205.00	m ²
h	30	kW
c	12	kW
d	36	kW
i	30	kW

設置基準量 $h < c$ の場合は c 、 $h > d$ の場合は d 、 $c \leq h \leq d$ の場合は h

- 年間太陽光発電相当量（ $i \times 1,000\text{kWh/年} \cdot \text{kW}$ ）
- 年間太陽光発電相当量の熱換算（ $i \times 3,600\text{MJ}$ ）

設置基準量 **30kW** ⇒

30,000	kWh
108,000	MJ

(4) 設置基準に適合するための措置

- 特定建築物又はその敷地への設置
- 特定建築物及びその敷地以外への設置
- 再エネ小売電気の調達
- 再エネ証書の調達
- 特定建築物又はその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーとする

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

① 建築物用途をチェック

（今回は「工場等」にチェックを入れる）

② 建築面積を入力

③ 床面積の合計を入力

④ 屋上面積のうち、太陽光発電設備の設置が困難な面積を入力

⑤ 義務履行方法をチェック

（今回は「再エネ小売電気の調達」「再エネ100%化の措置」をチェック）

※⑤のチェックが漏れると、正しい適合判定がされないため注意

※要件を満たした一括受電方式は「再エネ小売電気の調達」とみなす。（詳細は算定シート⑤）

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート④【再エネ調達・証書調達】

① 調達の種類
 再エネ小売電気の調達 再エネ証書の調達

5 特定建築物及びその敷地に太陽光発電設備等が設置が困難な理由
 太陽光発電設備を設置可能な場所又は面積が狭小であり、その定格出力が3キロワットに満たない
 地上高が60mを超える高層建築物等、技術的事由により一般的な設置方法での設置が困難
 詳細 ()
 一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じる
 詳細 ()
 その他の理由 (特定建築物で利用する電気の100%を再エネ利用による) ③
 詳細 (屋上スペースをイベント等に活用できるように確保するため。)

6 定格出力を圧縮して設置する措置の適用

設置基準量	-	kW
圧縮後の量		kW
圧縮の量 [※]	-	kW

 ※圧縮して設置することができる条件
 圧縮したうえで系統連係を行う。
 系統連系の制約解除に備え、架台等の準備を行う。

7 一括受電方式採用の有無[※]
 ④ 採用有 採用無 ※集合住宅等において一括受電方式を採用する場合、詳細を算定シート⑥に記入してください。

8 建物推計電気使用量の算定
 (1) 推計方法
 ⑤ 「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」を用いる方法
 「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)」を用いる方法
 電気の需給契約を締結する際に予測した電気の需要予測に建物稼働率等に乗じる方法
 電気設備等の設計根拠とした年間電気使用量の推計結果の資料等を用いる方法
 その他の方法 詳細 () ⑦

(2) 建物推計電気使用量 ⑥ 建物推計電気使用量 A 200,000 kWh
 共用部分のみの推計電気使用量 B kWh

9 調達が必要な電力量及び調達電力の再エネ電源利用率の算定
 (1) 調達に必要な電力量の算定
 調達必要電力量(年間太陽光発電相当量-太陽光発電設備等の設置合計) j 30,000 kWh
 建物推計電気使用量 A 200,000 kWh
 共用部分のみの電気使用量を推計 B kWh

(2) 調達電力の再エネ電源利用率の算定

調達に必要な電力量	j	30,000	kWh
建物推計電気使用量	A 又は B	200,000	kWh
再エネ発電比率(再エネ割合加算分) [※]		21.70	%
再エネ電源利用率(必要な再エネ割合)		33	%

 ※エネルギー需給実績(経産省資料)の公表数値(最新)を入力
 ※記載時点における最新の値を記載してください。

10 調達の取組に係る継続性要件の有無 ⑨ あり なし
 再エネ小売電気又は再エネ証書の調達若しくはその両方を20年以上取り組む計画

- 備考 1 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等を添付すること。
 2 設置可能面積が狭小(定格出力が3kWに満たない)な場合、範囲・面積・事由を図示した屋上図面等を添付すること。
 3 高層建築物等、一般的な設置方法での設置が困難な場合、その事由が確認できる図面等を添付すること。
 4 系統連系に一定の制約が生じる場合、それを確認できる資料を添付すること。
 5 定格出力を圧縮して設置する場合、「系統連系」及び「架台等の準備」を確認できる資料を添付すること。
 6 建物推計電気使用量の算定に用いた資料等を添付すること。
 7 調達の継続期間が分かる資料を添付すること。
 8 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ①調達の種類をチェック
 ②オンサイト設置が困難な理由をチェック
 ③具体的な理由を入力
 ④一括受電方式[採用有]にチェック
 ⑤推計方法(建物推計電気使用量)をチェック
 ⑥推計したエリアをチェック(建物全体 or 共用部のみ)
 ⑦推計した kWh を入力
 ⑧エネルギー需給実績(経産省資料)の公表数値(最新)を入力
 ⑨継続性要件をチェック

※⑨は調達要件の1つで、
 チェックが漏れると表紙には
 「不適合」と表示される

設置容量等	達成率
3,520,000 kW	12571%
- kW	適合状況
3,520,000 kWh	不適合

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑥【再エネ調達・証書調達】

1.4 一括受電による再エネ電力調達

(1) 要件の確認

- ① 建物全体を小売電気事業者と需給契約する一括受電方式を採用
- 一括受電事業者を特定建築主が選択し、再エネ電気の供給契約を締結
- 建物入居者に対し、重要事項説明等で再エネ電気により電気を供給することを説明
- 一括受電事業者との再エネ電気供給契約を管理組合等に承継

(2) 調達を予定している一括受電事業者及びメニュー等の詳細

一括受電事業者の名称	株式会社〇〇パワー	
メニュー名	再エネメニューA	
電力の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 証書利用	<input type="checkbox"/> 生グリーン電力
追加性要件	<input checked="" type="checkbox"/> 満たす	
メニューの再エネ割合※	100.00	% ※算定シート④9(2)「必要な再エネ割合」以上の値を記載してください。
年間調達予定量	200,000	kWh
年間調達予定量のうち再エネ調達量	200,000	kWh
定格出力に相当する量	n	200.000 kW

(3) 調達を予定している再エネ証書の詳細

調達予定事業者の名称・種別			証書種別	追加性要件	年間調達予定量
名称	種別			<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
名称	種別			<input type="checkbox"/> 満たす	kWh
合計					0 kWh
定格出力に相当する量					D 0.000 kW

(4) 設置基準量に対する割合の算定

調達量の合計	n + D	200.000	kWh
設置基準量		30	kWh
設置基準量に対する比率		666.6	%

・今回は建物で年間使用する電力量(200,000kWh)を再エネ割100%のメニューから調達
(再エネ調達量 200,000kWh相当)

・調達電力の出力換算値：200[kW]
⇒設置基準量に対する調達比率「666.6%」と表示される

- 備考
- 一括受電の契約内容等、要件を全て満たすことが分かる資料を添付すること。
 - 再エネ小売電気の調達について、再エネ割合が確認できる契約書の写し等を添付すること。
 - 再エネ証書の調達について、対象となる証書であることを確認できるの契約書の写し等を添付すること。
 - 追加性要件(再エネ発電源の指定、再エネ発電種別の指定、運転開始から15年以内の発電所の指定、運転開始日の明示)を全て満たすことが確認できる資料を添付すること。
 - 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

※①の要件チェックが漏れると、「不適合」となるため注意

- ①一括受電の要件をチェック☑
- ②調達先の小売電気事業者の名称とメニューを入力☞
- ③調達する再エネ電力の種類をチェック☑(証書利用※¹ or 生グリーン電力※²)
- ④追加性要件の有無をチェック☑
- ⑤メニューの再エネ割合を入力☞
- ⑥小売電気事業者から調達する年間電力量を入力☞

※④の要件チェックが漏れると、「不適合」となるため注意

※1 [証書利用]

再生可能エネルギー以外の燃料により発電(火力発電など)された電力に、環境価値(非化石証書など)を充てることで、再エネ電力としてみなすもの。

※2 [生グリーン電力]

「再生可能エネルギーにより発電された電力そのもの」のことで、環境価値を証書化などにより分離していない電気のこと。

再生可能エネルギー調達計画書 算定シート⑦【再エネ調達・証書調達】

15 建物に使用する電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す措置

(1) 再エネ電気100%化を実現する時期

① 竣工当初から 将来100%化目標 → 達成予定時期 (年)

(2) コミットの対象

② 対象建物の全体

(3) 公表の時期・方法

③ 第三者イニシアティブへの加盟 自己宣言 (プレスリリース等による公表)
(公表予定時期 : 2027 年)

(4) 自己宣言等、第三者イニシアティブ加盟以外の方法で積極的取組を行っている場合※

(具体的内容 : 2027年までに再エネ100%化をプレスリリースにて公表)

(5) 建物推計電気使用量 B 200,000 kWh

(6) 当該特定建築物で使用する再エネ電力の詳細

・ 竣工当初

⑤ 手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
再エネ小売電気調達	非化石証書	PPA	200,000	200
合計			200,000	200



・ 竣工当初に再エネ100%化を達成していない場合

達成予定時期 (年)

手法	発電種別・証書種別	供給主体・方式	推計年間使用量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)
合計				

- 備考 1 建物の電気使用量の100%を再エネにより賄うことを目指す場合、再エネ100%化計画(自由書式)を添付すること。
 2 竣工翌年度1年間の調達量(義務量)、調達量の増加等が分かる資料を添付すること。
 3 コミット先及びコミットの対象範囲が確認できる資料を添付すること。
 4 第三者イニシアティブ加盟以外の方法で取組を行っている場合、取組の具体的内容が分かる資料を添付すること。
 5 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ①再エネ100%化を実現する時期をチェック☑ (今回は、竣工当初から達成する場合)
 ②コミットの対象(対象建物の全体)をチェック☑
 ③公表の時期・方法をチェック☑・入力☺ (今回は、2027年にプレスリリースを実施)
 ④自己宣言の詳細を入力☺
 ⑤竣工当初に当該特定建築物で使用する再エネ電力の詳細を選択☒・入力☺
 ⇒算定シート①~⑥までに入力した同内容を転記する

※⑤の「推計年間使用量(kWh)」に記載した電力量が、
 算定シート④「8 建物推計電気使用量」で算定した電力量以上とならない場合、表紙の適合状況欄に「不適合」と表示される。

全シートを入力後、表紙に戻ると入力内容（青枠内）が自動反映される。

様式第1号

再生可能エネルギー調達計画書					
赤枠内は別途入力		令和	7年 2月 17日		
特定建築主	住所	静岡県掛川市□□987-654			
	氏名*	代表取締役 川崎 四郎			
特定建築物	名称	△△タワー KAWASAKI			
	所在地	神奈川県川崎市○区△△町25-35			
	主要な用途	共同住宅（マンション）			
※法人にあつては、名称及び代表者の氏名					
1 再生可能エネルギー設備設置基準量					
(1) 当該特定建築物における設置基準量※小数点以下切り捨て	30	kW			
※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	-	kW			
(2) 年間太陽光発電相当量：(1)×1,000kWh/年	30,000	kWh			
		設置容量等	達成率		
		200.000	kW	667%	
		-	kW	適合状況	
		200,000	kWh	適合	
2 設置する再生可能エネルギーの詳細					
(1) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー設備					
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	年間発電電力量 (kWh)	自家消費率 (%)		
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh	0%		
その他発電設備	0.000kW	0kWh	0%		
小計		I	0kWh		
熱供給設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)			
太陽熱供給設備	0.000kW	0kWh			
その他熱供給設備	0.000kW	0kWh			
小計		II			
(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備					
発電設備の種類	設備設置量 (定格出力kW)	特定建築物における 年間使用予定量 (kWh)			
太陽光発電設備	0.000kW	0kWh			
その他発電設備	0.000kW	0kWh			
小計		III			
3 再エネ小売電気の調達又は再エネ証書の調達若しくはその両方の取組詳細					
(1) 再エネ小売電気の調達					
電力メニュー名	年間調達予定量 (kWh)	メニューの 再エネ割合 (%)	年間調達予定量のうち 再エネ調達量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)	
再エネメニューA	200,000kWh	100%	IV	200,000kWh	200.000kW
(2) 再エネ証書の調達					
再エネ証書の種別	年間調達予定量 (kWh)	定格出力相当量 (kW)			
	0kWh	0.000kW			
	0kWh	0.000kW			
小計	V	0.000kW			
(3) 調達の取組に係る追加性要件の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし	
(4) 調達の取組に係る継続性要件の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし	
年間発電電力量（年間使用予定量）及び年間調達予定量の合計	(I + II + III + IV + V)			200,000kWh	

備考 1 算出根拠資料として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更等が発生した場合は、修正し、再度提出すること。

- ・義務履行方法ごとに付した要件にチェック漏れが無い
- ・達成率に問題が無い

適合状況：適合と表示される

設置容量等		達成率
200.000	kW	667%
-	kW	適合状況
200,000	kWh	適合

第7部 報告・立入調査、勧告等の措置

設置基準に適合するために講じる措置や、計画書の提出等について、的確な実施を確保するため、市は、報告や資料の提出を求めることができるほか、事業所等への立ち入り及び調査をすることができる。

また、市は、計画書等が未提出の者、虚偽の計画書等を提出した者、設置基準に適合しない者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができ、その勧告に従わなかった者の氏名等を公表することができる。

(参考) 報告・立入調査・勧告等に係る条例の規定

○報告・立入調査

第41条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者、計画書提出開発事業者、計画書提出特定建築主、第26条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第27条第1項の設計を行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

○勧告

第42条

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第10条第1項、第11条第1項、第19条第1項、第25条第4項又は第26条第4項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第10条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第19条第4項、第20条又は第25条第5項から第7項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、第19条第2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書（同条第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含む。）又は第26条第5項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書について虚偽の提出をした者
- (4) 第25条第4項の規定による特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出があった場合において、その特定建築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第1項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出をした者
- (5) 第26条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規模特定建築物等に設置

する太陽光発電設備の出力の量が同条第1項に規定する出力の量に達しないと認めるときにおける、その提出をした者

- (6) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（同項に規定する建築士を除く。）

○公表

第43条

市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

ご不明点ございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎

T E L : 044-200-2088 (直通)

E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp